

知財実務における Gemma 4 12B 活用ガイド：法規制と実務の境界線

Gemma 4 12B の技術的強みと知財への接点

256Kトークンの超長文脈対応
 大量の引用文献、拒絶理由通知、意見書案、契約書、判例齣音を一つのコンテキストで一括して読み込み、視断的な整理・比較が可能です。

マルチモーダル・PDF直接解析
 テキストだけでなく、図面、チャート、画像を含むPDF資料を第一のモデルで読過できるため、面説明とクレームの整合性確認などに適しています。

ローカル実行・オープンウェイト (Apache 2.0)
 高機密な未公開特許情報や営業秘密を扱う際、外部APIに依存せず、社内の閉域環境で実行できるため、情報漏えいリスクを大幅に抑制できます。

分野別影響と実務上の整理

分野	主な効果	主要リスク	実務上の整理
特許出願・審査	長文比較、差分抽出、要約	幻覚、法的評価の拘羅	起寫補助まで。最終判断は人
著作権	下書き・翻案、表現案探索	類似性・偽造性、著作物性欠如	創作意図・寄与を記録し侵害確認
営業秘密	ローカル処理で漏えい抑制	外部学習利用、秘密管理性低下	高機密は原則オンプレ/閉域
商標	候補生成、コンセプト整理	先行類似、識解力不足	J-PlatPat検索を前票に則り込み
訴訟・証拠	証拠集の整理、論点表作成	出所不明、再現性不足	元資料・ログ保存を必須とする

日本法に基づく法的境界線とリスク

発明者は「自然人」に限定
 日本の特許法とDABUS事件高裁判決により、AIを発明者として記録することは認められず、誰が人間として創作的寄与を行ったかの記録が不可欠です。

著作権の二層構造 (道具としてのAI)
 AI自律生成物は原則著作権が発生しませんが、人間が「道具」として創作意図・寄与を持って使用した場合は著作物性が認められます。ただし、既存著作物との類似性・依拠性による侵害リスクは別途確認が必要です。

営業秘密管理 (秘密管理性の維持)
 発明メモやライセンス交渉を外部学習に困るSaaSに入力すると、秘密管理性が損傷される恐れがあるため、高機密案件はローカル実行が推奨されます。

実務判断フロー (Gemma 4 12B活用の手順)

STEP 1: 入力資料の区分判断

Public Confidential

個人データを含むか、営業秘密を含むかを確認。高機密資料は「ローカル実行/閉域RAG」環境へ。

STEP 2: 生成とトレーサビリティ

Database Log

活用したプロンプト、出典元、生成された回答、および実行ログをすべて保存します (METI・文化庁推奨)。

STEP 3: 人手による法的レビュー

弁理士や知財担当者が、類似性・依拠性・事業関係を最終確認。AIの回答をそのまま証拠や主張とせず、人間が「責任」を負う形で資料へ反映。

推奨アクションプラン (導入ロードマップ)

